

「かながわ医療機器レギュラトリーサイエンス・コンソーシアム」
において会員が受けられる業務サービス内容改定

令和7年3月28日
コンソーシアム会長 河野隆二

1 一般会員のための業務概要

一般会員は、個人として会費を納めた個人会員および、法人、団体として会費を納めた法人会員に種別される。

法人会員；年会費5万円を納めた法人、団体

個人会員；年会費1万円を納めた個人

ただし、年度途中でも個人会員から法人会員に変更することができる。

- 1) 定例の会議、全体会議、総会に、法人会員は最大20名まで、個人会員は本人のみ審議参加可能、資料提供を得ることができる。
- 2) 一般会員は公的機関、財団などの公募プロジェクト、助成金、補助金事業等へ申請支援を受けることができる。ただし、採択された場合には、個人会員は法人会員に変更することが義務付けられる。
- 3) 横浜国大文理融合（理工学、経済学、経営学、法学など）の教員等、本会活動に関連する産官学の専門家紹介
- 4) 技術展示会・国際会議等へのコンソーシアム共同出展の仲介、準備
- 5) 法人会員は薬機法認証取得や電波法技術基準改正などの支援
- 6) その他、協議による

なお、法人会員および賛助会員は、以上に加えて、次の特典が得られる。

- 7) 本会に基づく外部機関からの業務委託、外注等、ならびに助成金、補助金で得られたプロジェクトに法人会員として参加し、別途契約に基づき担当業務に応じた分担金を受けることができる。
- 8) ヘルスケア・医療機器ならびに自動車分野などのシステムの技術開発支援コンサルティング
- 9) コンソーシアム会員および会員外企業とのコーディネーション
- 10) 臨床試験、実証実験を実施する機関とのコーディネーション
- 11) IEEE802.15などの国際標準規格活動などの情報提供、参加斡旋
- 12) クラウドファンディングのコーディネーション

1 3) 会員勧誘、会員活動公開などのために、定例会の一部を非会員（会員が承認する個人、組織）に対して公開し、会員の製品・サービス・その他の活動などを公開することにより、本会の活動を活性化する。

1 4) その他、協議による

2 賛助会員のための業務概要

賛助会員；年会費1口5万円で1口以上納めた個人、法人、団体

1) 2口（10万円）以上納めた賛助会員は法人会員と同等の業務サービスを受けられる。

2) 賛助会員は納めた口数に応じて、別途契約に基づき、多様な追加サービスを受けられる。

以上